

令和6年8月2日

阪和興業健康保険組合

理事長 中川洋一

規約変更の認可について

本日、下記の内容で組合規約の変更が認可されましたので、組合規約第52条の規定により公告いたします。

記

新旧対照表

新	旧
<p>(当選人) 第11条 選挙の結果、各選挙区において最多数の投票を得た者から順次定数に達するまでの者を当選人とする。 ただし、各選挙区内の議員の定数をもって投票の総数を除して得た数の6分の1以上の得票がなければならない。 2 (略)</p> <p>(公告の方法) 第52条 この組合において公告しなければならない事項は、この組合の掲示板に掲示し、又は<u>健保組合ホームページもしくは組合報に掲載する。</u></p> <p><u>第65条 (削除)</u></p> <p><u>第66条 (削除)</u></p> <p><u>附則</u> <u>この規約は、認可の日から施行する。</u></p>	<p>(当選人) 第11条 選挙の結果、各選挙区において最多数の投票を得た者をもって当選人とする。 ただし、各選挙区内の議員の定数をもって投票の総数を除して得た数の6分の1以上の得票がなければならない。 2 (略)</p> <p>(公告の方法) 第52条 この組合において公告しなければならない事項は、この組合の掲示板に掲示し、又は組合報に掲載する。</p> <p>(施設の利用等) <u>第65条 この組合において設置した施設の利用方法及び利用料は、組合会の議決を経て別に定める。</u> <u>2 この組合において、保健事業として実施する被保険者及び被扶養者への補助の方法及び補助額は、組合会の議決を経て別に定める。</u></p> <p>(高額医療費貸付) <u>第66条 この組合においては、法第150条の規定に基づき被保険者及び被扶養者の高額医療費にかかる当座の窓口負担に充てるための資金の貸付事業を行う。</u> <u>2 前項の資金の貸付事業にかかる実施細目については組合会の議決を得て別に定める。</u></p>

以上